

# 環境基準における裁量統制 — 公共事業裁判の研究

田 畑 琢 己

## 要約

本稿では、行政の行った公共事業に対して司法がどのような役割を果たしてきたのかを検討する。司法統制の功罪、意味、有効性などは、裁判所が行政庁の公権力の行使の違法性を審査し、違法な行政処分を是正する行政訴訟制度において典型的に現れる。具体的には、裁判所が行政事件訴訟法による行政訴訟を提起された公共事業について、どのような判断を下してきたかについて分析する。環境基準は行政訴訟として争われた公共事業裁判で多く争われる論点の1つである。本稿では、環境基準を争点とした取消訴訟を検討した。環境基準が争点となった裁判例は、道路事件5件、鉄道事件2件、空港事件1件の合計8件であった。最初の裁判例は、成田空港事業認定処分等取消請求事件であったが、環境基準を目的として騒音被害を認めていた。爾後の裁判例についても環境基準は、比較衡量において「失われる利益の判断基準」や「公共の利益の減殺事由」として評価されていた。判断過程審査により東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁は、都市計画決定の判断内容として環境基準を取り上げて被害発生の可能性を認めた。本稿で検討した環境基準は、多くの裁判例が認めたように比較衡量における重要な考慮要素である。五十嵐敬喜は、行政裁量を統制するための内部規範を取り入れた立法を提案したが、この内部規範の1つとして環境基準を取り入れるべきであると考えている。

## キーワード

環境基準 裁量統制 公共事業 裁判 司法審査

### 1 はじめに

日本の社会資本整備水準が向上する中で、相変わらず公共事業は生活環境などを破壊する元凶となっている。日本の総人口は平成22年にピークを迎え、以後、長期の人口減少過程に入るため、生態系や生活環境の破壊をもたらす地域開発型の公共事業の必要性がなくなっている。このような状況の中で、不必要な公共事業をどのように抑制すればよいのだろうか。

五十嵐敬喜によると公共事業の抑制の歴史は、第1段階（田中正造の「天皇への直訴」等）、第2段階（室原知幸の「裁判闘争」等）、第3段階（平成

以降の「市民による立法」等）に分けることができる。法による公共事業の統制は第2段階であり、事前の政策統制と事後の裁判に分かれる。事前の政策統制の問題点は、「これまでのところ有効に機能しているとはいえないこと」、「今後、事業決定される公共事業については機能するかもしれないが、既に事業決定されてしまったものについては統制が効かないこと」などである。これに対して、裁判の特徴は、「基本的には事後であること」、「客観性を持った基準に基づく「合理的」判断であること」、「最終的な決着が強制力を持ってつけられること」などのように他の手段では代替できない重要性がある。

本稿では、行政の行った公共事業に対して司法が

どのような役割を果たしてきたのかを検討する。司法統制の功罪、意味、有効性などは、裁判所が行政庁の公権力の行使の違法性を審査し、違法な行政処分を是正する行政訴訟制度において典型的に現れる。具体的には、裁判所が行政事件訴訟法による行政訴訟を提起された公共事業について、どのような判断を下してきたかについて分析する。

環境基準は行政訴訟として争われた公共事業裁判で多く争われる論点の1つである。環境基本法16条は、「環境基準」の条文であるが、1項に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定めている。

環境省によると環境基準の具体的内容（環境省HP (<http://www.env.go.jp/kijun/>) 平成28年8月20日)は、次の6点である。①人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準、②大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標、③「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標、④人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標、⑤汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましい、⑥環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない、という内容である。

本稿では環境基準を争点とした取消訴訟を考察する。取り上げた裁判例は、道路事業、空港事業、鉄道事業である。

## 1.1 先行研究の検討

行政訴訟で公共事業が争われた裁判例の研究には、五十嵐敬喜と田畑琢己の研究があり先行研究として検討する。

### 1.1.1 五十嵐敬喜の研究

五十嵐敬喜（五十嵐（2001））は、行政訴訟により争われた公共事業を考察し、その概要は、次のとおりである。

公共事業裁判は、行政訴訟と民事訴訟で争われる。分り易くするために道路事業を例にとると、多くの場合、裁判所は、道路を走る自動車による騒音や大気汚染が予測されたとしても道路建設を止めるため事業認定を取り消すことはない（行政訴訟）。道路の供用開始後、このような被害が発生した場合、裁判所もその被害を認め、受忍限度を超えるものとして損害賠償などを命じたりする（民事訴訟）。同じ行政を被告としながら、訴訟形態の違いによってなぜ違いが出てくるのだろうか。民事訴訟は被害がある程度決まっているので裁判所も対処しやすく、行政訴訟は、被害は予測に過ぎず、取消による影響が大きいという理由であろう。訴訟手続きでも、行政訴訟は、民事訴訟と異なり、訴訟提起の段階において、提訴期間、原告適格、訴えの利益、処分性という要件を満たさなければ門前払いになる。手続的要件を満たしてから実体審理となるが、行政事件訴訟法30条の「行政権優位条項」が大きな壁となる。行政のもっている膨大な資料を市民が完璧（濫用と分かる程度）に崩すのは難しい。

五十嵐（2001）は、公共事業を統制するために、行政裁量を統制する環境アセスメント、政策評価などを内部規範を取り入れた一般法を立法するべきであるという結論を述べている。

### 1.1.2 田畑琢己の研究

田畑琢己（田畑（2016））は、行政訴訟により争われた公共事業を考察し、その概要は、次のとおりである。

この研究において対象としたのは、道路、河川、空港、鉄道の4つの事業で需要予測と比較衡量が争点となった裁判例を分析した。需要予測については、考慮事項（考慮された事項、考慮されなかった事項）、予測手法に分けて分析した。分析の結果、需要予測について裁判所は、東京高判平成17年10月20日判時1914号43頁、東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁、広島地判平成21年10月1日判

時2060号3頁などを除いて、行政による予測数値の適否を審査しなかった。比較衡量については、比較の対象を貨幣価値に換算しない場合と換算した場合（費用便益分析）に分けて分析した。分析の結果、近年の裁判例では東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁、大阪高判平成17年12月8日裁判所ウェブサイト掲載などを除いて、行政が示した比較衡量の内容に踏み込んだ審査をしなかった。

田畑（2016）は、公共事業を統制するために費用便益分析の具体的な分析手法を立法に明記した「公共事業改革基本法」（日本弁護士連合会による試案）がなされるべであるという結論を述べている。

## 1.2 本稿の主旨

五十嵐（2001）は公共事業裁判について行政訴訟と民事訴訟との関係、行政訴訟の特徴などを考察した。田畑（2016）は行政訴訟として争われた公共事業裁判について、需要予測と比較衡量を争点とした裁判例を考察した。公共事業裁判は、田畑（2016）の他にも環境基準等の技術基準などの多くの論点で争われている。本稿では、公共事業裁判の中で取消訴訟において環境基準が論点となった事例を考察する。

## 2 裁判例の分析

### 2.1 成田空港事業認定処分等取消請求事件

#### 2.1.1 事件の概要

（東京地判昭和59年7月6日行集35巻7号846頁、東京高判平成4年10月23日行集43巻10号1275頁、第一判平成15年12月4日集民212号1頁）

本件は、新東京国際空港建設事業について起業者である新東京国際空港公団が建設大臣に対する土地収用法に基づく事業認定の申請をしたところ、建設大臣は事業認定の告示をした。更に、公団は第1期建設事業にこれを緊急に施行する必要があるとして公共用地の取得に関する特別措置法に基づき特定公共事業の認定申請をし、建設大臣は特定公共事業認定の告示をした。そこで、起業地内の土地の所有者等である原告らは、本件各処分の取消を求めた事案である。

#### 2.1.2 裁判例の分析

土地収用法20条3号による事業認定の要件について「その土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業の用に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量し、前者が後者に優越すると認められる場合に存在する」という考え方を示した（判旨①）。判旨②は、失われる利益について「地元民に対する騒音による被害」とし、環境基準を超える騒音から「騒音被害が生じていることが認められる。」としたものの、環境基準が本件処分後に告示されたという理由で「処分自体の効力が左右されないとした。判旨③④⑤は、騒音被害の大きさから被害の大きさを認めたが、「地元の被る不利益と本件事業により実現される公共の利益」について単純に比較できないとしながら公共の利益の優位を認めた。この裁判例は、環境基準を超える騒音から騒音被害を認めた初めての裁判例であろう。

### 2.2 東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件

（秋田地判平成8年8月9日判自164号76頁）

#### 2.2.1 事件の概要

建設大臣は日本道路公団から申立を受け、土地収用法20条に基づき東北横断自動車道遠野秋田線新設工事業の事業認定をした。秋田県収用委員会は日本道路公団からの申請により、本件各土地の収用裁決をした。これに対し、本件各土地の地権者である原告らが本訴を提起し、本件事業認定及び本件収用裁決の取消を求めた事案である。

#### 2.2.2 裁判例の分析

判旨①は、土地収用法20条3号による事業認定要件を「法20条3号…「得られるべき公共の利益」が「失われる私的なないし公共の利益」を優越する場合に…要件を充足している」という考え方を示した。

判旨②は、「環境影響評価の実施は事業認定を行うための法的義務ないし要件であるということではできない。」としたが、「比較衡量の対象である「得られるべき公共の利益」の減殺事由」（判旨③）という考え方を示した。判旨④は、道路騒音の測定位置で

ある「道路に面する地域」について20m以上離れていても不合理ではないとした。この点、閣議決定の「騒音に係る環境基準について」で定めた測定方法と環境影響評価の測定方法とで異なっているという点で問題である。判旨⑤は、「高速自動車国道の法定速度は時速100キロメートルであるのに、環境影響評価の予測では平均走行速度として時速80キロメートルを用いることになるが…一般的な環境影響評価の方法であるから、これをもってただちに不合理であるということとはできない。」という考え方を示した。この点、法定速度を20km/hも下回る速度での測定が、何故、「一般的な環境影響評価の方法」となるのかについて理由を示さなかった。

### 2.3 小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件

(東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁, 東京高判平成15年12月18日民集59巻10号2758頁, 第一判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁)

#### 2.3.1 事件の概要

小田急小田原線の連続立体交差事業に関して、沿線住民である原告らが、事業の方式につき優れた代替案である地下式を理由もなく不採用とし、その結果原告らに甚大な被害を与える高架式で同事業を実施しようとする点で、同事業の前提となる都市計画決定の事業方式の選定には違法があると主張して建設大臣が東京都に対してした都市計画事業認可の取消を求めた事案である。

#### 2.3.2 裁判例の分析

判旨⑨は、「その基礎とされた重要な事実」に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる(判旨①⑦) という考え方を示した。この考え方は、爾後の裁判例に踏襲されている。判旨②は、名古屋高判昭和60年4月12日下民集34巻1～4号461頁の示した73ホンを基準として違

法な騒音被害を認めた。判旨⑧は、「地上6.5メートルを超える高さにおける騒音を規制する基準は全く存在しなかった」という理由から裁量権の範囲を逸脱を否定した。この点、高所における騒音規制基準がなければ、高架構造物の周辺住民は、どのような騒音被害でも受忍しなけれならなくなる点で不合理である。東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁は、日照障害(判旨③)、電波障害(判旨④)について検討し、都市計画決定における必要な考慮要素(判旨⑤⑥)を欠いていたことから違法という考え方を示した。東京高判平成15年12月18日民集59巻10号2758頁と第一判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁(判旨⑩⑪)は、環境影響評価を実施したことのみを評価して、その内容を検討せずに違法性を否定した。

### 2.4 圏央道あきる野IC事業認定・収用裁決取消請求事件

(東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁, 東京高判平成18年2月23日判時1950号27頁, 第二決平成19年4月13日判例集未掲載)

#### 2.4.1 事件の概要

圏央道は東京都心から約40kmないし60km圏に位置する都市を相互に連絡することにより、地域間の交流を拡大し、地域経済及び地域産業の活性化を促すとともに、首都圏から放射状に伸びる高速自動車道を相互に連絡することにより、都心部一極集中から多極分散型への転換による首都圏全体の調和の取れた発展に貢献すること等を目的に計画された総延長約300kmの環状道路である。本件事業の起業者である国と日本道路公団は、事業認定を行ったが収用の対象となった土地又は土地上の建物の所有者等が原告となり、建設大臣を被告として事業認定取消訴訟を提起した事案である。

#### 2.4.2 裁判例の分析

判旨①⑩は、「法20条3号にいう、「土地の適正且つ合理的な利用」とは、…得られる公共の利益と…失われる利益とを比較衡量し、前者が後者に優越する状態で利用されることを意味する」という考え方を示した。

東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁は、5メートル超の高所において環境基準を上回る騒音(判旨②)、騒音の測定場所である道路に面する地域を道路から20m以内(判旨③)、環境影響評価の予測手法における自動車速度を経験則から80km/hを大幅に上回る(判旨④)、環境基準に満たない騒音でも受忍限度を超えることがある(判旨⑥)、浮遊粒子状物質を法20条3号の要件の考慮要素とする(判旨⑧)という考え方を示した。同裁判例は、不十分な調査(判旨⑤⑦)を認めた。判旨⑨⑩は、「黙示的に要求している要件該当性の審査」という基準から「瑕疵ある営造物の設置を目的とする事業といわざるを得ず、上記要件に該当しないものであったにもかかわらず、これを看過して事業の開始を是認した…違法といわざるを得ない。」という考え方を示した。

東京高判平成18年2月23日判時1950号27頁は、「建設省所管道路事業環境影響評価に関する実施上の運用(案)について」…は、予測点は高さ1.2メートルを原則とする」ことから「不適切であるということとはできない。」(判旨⑫)、道路に面する地域を「官民境界から80メートルないし150メートルまでの範囲」(判旨⑬)、騒音予測方法を法定最高速度(判旨⑭)、大気汚染の予測(判旨⑮⑯)について、それぞれ違法性を否定し、「法20条3号の要件を充たすと判断したことに、裁量権の逸脱、濫用であると認めることはできない。」(判旨⑰)という考え方を示した。

## 2.5 圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件

(東京地判平成17年5月31日訟月53巻7号1937頁、東京高判平成20年6月19日裁判所ウェブサイト掲載、最二決平成21年11月13日LEX/DB25471732)

### 2.5.1 事件の概要

本件は、起業者国及び日本道路公団が行う圏央道及びこれに伴う附帯事業並びに「八王子ジャンクション新設工事」に関し、国土交通大臣が行った事業認定及び東京都収用委員会が行った事業認定の対象となった土地の収用に係る権利取得裁決及び明渡裁決について、土地所有者等からなる原告らが、事

業認定は、土地収用法20条3号等の要件を欠いていることなどを理由として事業認定取消と各裁決の取消を求めた事案である。

### 2.5.2 裁判例の分析

判旨①は、「土地収用法20条3号…土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、土地がその事業の用に供されることによって失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる場合に、この要件に適合する」という考え方を示した。

東京地判平成17年5月31日訟月53巻7号1937頁は、「建設省技術指針」を根拠に「本件環境影響評価における大気汚染予測は適切」(判旨②)、「浮遊粒子状物質の予測手法は、十分に確立されていない…本件環境影響評価において、浮遊粒子状物質についての予測評価が行われなかったことは、やむを得なかった」(判旨③)とした。判旨④は、圏央道開通による「相当な大気汚染」、「環境への負荷」を生じるものの、環境基準を下回ることが予測又は期待されるという考え方を示した(判旨⑧⑨)。判旨⑤は、道路に面する地域について「道路からの距離にかかわらず、道路騒音の影響を受ける地域をいう」(判旨⑩)、判旨⑥は、「本件環境影響評価に用いた平均走行速度は…道路交通施行令…80km/hを用いた…80km/hを大幅に上回る走行車両があるとしても…80km/hと設定して検討したことに不合理な点はない」(判旨⑪)とした。このような検討の結果、判旨⑦は、「本件事業によって得られる公共の利益は極めて大きい…失われる利益…健康面…騒音…大気汚染を中心に…悪影響が予測されるものの、環境基準内…本件事業によって失われる利益の程度は…得られる公共の利益に比べれば小さい…法20条3号…要件に適合する」という考え方を示した。

## 2.6 西大阪延伸線工事施行認可取消訴訟

(大阪地判平成18年3月30日判夕1230号115頁、大阪高判平成19年10月25日判夕1264号138頁、最三決平成21年10月20日LEX/DB25471212)

### 2.6.1 事件の概要

本件は、鉄道の延伸計画に関し、省令で定められ

た技術基準に適合しないことから違法であり、受忍限度を超える騒音を生じさせるとして、近隣住民である原告らが国土交通大臣による認可の取消を求めた事案である。

### 2.6.2 裁判例の分析

判旨⑨は、「裁判所が工事施行認可の決定の適否を審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」という考え方を示した（判旨②）。

大阪地判平成18年3月30日判タ1230号115頁は、大阪市に対して評価条例を根拠とする環境影響評価を遵守すべきである（判旨①③）という考え方を示した。判旨④は、恣意的なデータ操作、特殊な予測方法を否定し、被告の専門技術的判断を尊重して違法性を否定した（判旨⑤⑥）。判旨⑦⑧は、工事完成後の完成検査において技術基準省令に適合するか否かの判断をするべきであるとした。

判旨⑩は、「裁判所の審査の際「…昼間…60dB以下、夜間…55dB以下」であることが判断の基礎となる重要な事実の基礎に該当する」とし、技術基準で定められた数値を超えた場合に違法となるとした（判旨⑪⑫）。大阪高判平成19年10月25日判タ1264号138頁は、騒音の予測式（判旨⑬⑭）、騒音のデータ数（判旨⑮）、対策工実施による騒音の低減（判旨⑯）を認めたことは裁量権の範囲内であるという考え方を示した。

## 2.7 圏央道事業認定・裁決取消請求事件

（東京地判平成22年9月1日判時2107号22頁，東京高判平成24年7月19日裁判所ウェブサイト掲載）

### 2.7.1 事件の概要

圏央道の建設事業等について国土交通大臣がした事業認定について、起業者が収用又は使用しようと

する土地の所有者等である原告らが、事業には合理性ないし公益性は認められず、かえって、事業を施行することにより、高尾山の歴史的な自然環境などを破壊するなどとして、本件事業は土地収用法20条2号、3号及び4号の要件に適合していないなどの理由から事業認定の取消を求めた事案である。東京都収用委員会がした起業地に係る収用裁決について原告らは、収用裁決に事業認定の違法性が承継されるとともに、裁決の内容及び内容にも固有の違法がある旨主張して、その取消を求めた事案である。

### 2.7.2 裁判例の分析

判旨①は、「土地収用法20条3号は、事業の認定の要件として…当該土地が当該事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地が当該事業の用に供されることによって失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量した結果として、前者が後者を優越する場合に、当該事業は上記の要件に該当する…比較衡量に基づく総合判断として行われる…総合判断は…同質でないものも少なくない公共の利益と私的な利益の比較衡量を要する…専門技術的、政策的な判断を伴う…行政庁は…その判断に係る裁量権を有する…その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことや判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」という考え方を示した（判旨⑩）。判旨②は、「本件各事業の計画路線周辺に大気汚染が発生するおそれがあることを否定することはできない。」ことを認めながら、大気汚染の程度を受忍限度の範囲内であるとした。東京地判平成22年9月1日判時2107号22頁は、大気質の予測（判旨③⑪）、SPMの予測評価をしない（判旨④）、環境影響評価で車両の走行速度を法定速度としている（判旨⑤）、道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」に当たる（判旨⑥）という点について、「重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認

めるに足りない」という考え方を示した。東京地判平成22年9月1日は、「計画路線周辺に振動が発生するおそれがあることを否定することはできない。」と「計画路線周辺に低周波空気振動が発生するおそれがあることを否定することはできない。」としながら「公共の利益が…失われる利益に優越する」(判旨⑦⑧⑨)という考え方を示した。判旨⑬は、「優劣を比較することなど可能なのかという根源的な疑問もある。」として公共の利益と環境価値を比較できないとして司法判断の限界を示した(判旨⑭⑮)。

## 2.8 東九州自動車道事業認定取消請求事件

(福岡地判平成28年1月25日LEX/DB2552275)

### 2.8.1 事件の概要

国土交通大臣は、高速自動車国道東九州自動車道新設工事について土地収用法20条に基づく事業認定をした。原告は起業地内の土地所有者とみかんの木の権利者であり、費用便益分析の結果が1を下回ることで、費用便益分析の結果がより大きな代替案を考慮しなかったとして、本件事業認定の取消を求めた事案である。

### 2.8.2 裁判例の分析

判旨①は、「法20条3号…得られるべき公共の利益と…失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量した結果として、前者が後者を優越する場合に、当該事業は上記の要件に該当する」という考え方を示した。判旨②は、「本件環境影響評価…の結果が欧州の夜間騒音ガイドラインの値を超えるものであったとしても、騒音に対してどの程度の厳しい環境基準を設定すべきかは一定の政策的判断を含む問題であり…直ちに日本の環境基準が明らかに不合理であって見直しを必要とするものであるとは認められず、本件起業者及び処分行政庁が…騒音が環境に与える影響は軽微であると判断したことが不合理であるとは認められない。」という考え方を示した(判旨③)。この点、環境基準の設定は、政策的判断を含む問題であることから司法判断の範囲外であるという考え方を示した。

## 3 裁判の評価

### 3.1 比較衡量

裁判所は、土地収用法20条3号による事業認定の要件について「その土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業の用に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量し、前者が後者に優越すると認められる場合に存在する」という考え方を示した(東京地判昭和59年7月6日行集35巻7号846頁(判旨①)、秋田地判平成8年8月9日判自164号76頁(判旨②)、東京地判平成16年4月22日(判旨①)、東京高判平成18年2月23日(判旨⑪)、東京地判平成17年5月31日(判旨①)、東京地判平成22年9月1日(判旨①)、東京高判平成24年7月19日裁判所ウェブサイト掲載(判旨⑩)、福岡地判平成28年1月25日LEX/DB2552275(判旨①))。

環境基準は、①失われる利益の判断基準とした裁判例、②得られる公共の利益の減殺事由とした裁判例に分かれる。失われる利益の判断基準とした裁判例は、東京地判昭和59年7月6日(判旨②)、東京高判平成4年10月23日行集43巻10号1275頁(判旨④⑤)、東京地判平成22年9月1日(判旨⑦⑧⑨)、東京高判平成24年7月19日(判旨⑫⑬)である。得られる公共の利益の減殺事由とした裁判例は、秋田地判平成8年8月9日(判旨③)である。

東京地判平成16年4月22日(判旨⑨)は、「本件事業認定は、法がその前提として黙示的に要求している要件該当性の審査に当たり、本件道路が…周辺住民に対し受忍限度を超える騒音被害を与えるものと認められ、その点において、瑕疵ある营造物の設置を目的とする事業といわざるを得ず、上記要件に該当しないものであったにもかかわらず、これを看過して事業の開始を是認した…違法といわざるを得ない。」と判示した。

この点、控訴理由書(2004)は、次の2点で反論している。

①黙示的な要件への不適合に対しては、「法の規定しない要件を唐突に提示し」たことについて、「それ自体が裁量権の濫用として違法とされる」というものである(控訴理由書(2004):22-23)。②瑕疵

ある営造物の設置に対しては、「事業計画によって将来建設される道路の供用に伴いいかなる瑕疵が生ずるかというような、供用後の諸事情によって左右される事項を審査し判断することはできないことは明らかである（控訴理由書（2004）：29-30）」というものである。東京高判平成18年2月23日は、これらについて判示しなかった。

この点、控訴理由書（2004）は、「裁判所は将来建設される道路の瑕疵を判断できない」と主張したが、裁判例に明示されていないものの裁判所に共通する考え方であると思われ、五十嵐（2001）が指摘したのと同じ内容である。

### 3.2 判断過程審査

裁判所は、裁量の審査方法として「その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法となる」という考え方を示した（東京地判平成13年10月3日（判旨①）、東京高判平成15年12月18日（判旨⑦）、最一判平成18年11月2日（判旨⑨）、大阪地判平成18年3月30日（判旨②）、大阪高判平成19年10月25日判タ1264号138頁（判旨⑨）、東京地判平成22年9月1日（判旨①））。

この審査基準で裁量権の逸脱を認めたのは、東京地判平成13年10月3日（判旨②～⑥）のみである。裁判所による裁量審査の限界について、東京高判平成24年7月19日裁判所ウェブサイト掲載（判旨⑬）は、「事業によって得られる利益と失われる利益には、多種多様なものがあり、その中には同質なものはいえないものが少なからず含まれているといえる。このような同質とはいえない利益を比較して、その優劣を定めることは極めて難しく…優劣を比較することなど可能なのかという根源的な疑問もある。…万人が納得しうるような基準など存在しない…個々の人間の価値観によって、その優劣の結論が

異なる」と判示した（判旨⑭⑮）。東京地決平成15年10月3日判時1835号34頁から約10年間続いた圏央道裁判は、東京高判平成24年7月19日で最期を迎えた。最後の裁判例（判旨⑭）は、「土地収用法20条3号の文言が…きわめて抽象的…公共事業をどのように行うのかということ自体は、政策的判断を伴うものであり、本来的に行政権に属する事柄であって…事業認定庁にある程度広い裁量権が与えられている…事業認定庁は…社会に様々な価値観が存在することを自覚し…多くの情報を入手し、広く意見を集積し…時代状況の趨勢を踏まえて、その利益の優劣を決するべきものといえる。」と判示し、多くの事情を考慮しても行政の判断に合理性を認めざるを得ないという立場を示した。

### 3.3 測定方法

平面的な測定場所が争われたのは、「道路に面する地域」の考え方である。原告らの主張は、「道路に面する地域」を道路端から20m程度とするというものであった。「道路に面する地域」を道路端から20mを肯定したのは、東京地判平成16年4月22日（判旨③）である。否定したのは、秋田地判平成8年8月9日（判旨④）、東京高判平成18年2月23日（判旨⑬）、東京高判平成20年6月19日裁判所ウェブサイト掲載（判旨⑩）、東京地判平成22年9月1日（判旨⑥）である。否定した裁判例は、「道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」という考え方を示したが、これでは平面上の測定場所を決めることができなくなる点で合理性を欠いていると考える。

測定場所の高さが争われたのは、「建設省所管道路事業環境影響評価に関する実施上の運用（案）について」などの技術基準で測定の高さを1.2mに限定しなければならないのか否かである。測定の高さを1.2mに限定しないとした裁判例は、東京地判平成13年10月3日（判旨②）、東京地判平成16年4月22日（判旨②）である。測定の高さを1.2mに限定するとした裁判例は、東京高判平成15年12月18日（判旨⑧）、東京高判平成18年2月23日（判旨⑫）である。高架構造物による騒音の測定について、地上



1.2mでは騒音の発生源よりも下で測定することになり、過小な測定値となることから不合理であると考ええる。

#### 4 おわりに

五十嵐（2001）は、公共事業を統制するために、行政裁量を統制する環境アセスメント、政策評価などを内部規範を取り入れた一般法を立法するべきであるという結論を述べた。田畑（2016）は、需要予測と比較衡量が争点となった裁判例を検討した結果、公共事業を統制するために費用便益分析の具体的な分析手法を立法に明記した「公共事業改革基本法」（日本弁護士連合会による試案）がなされるべであるという結論を述べた。

本稿では、環境基準を争点とした取消訴訟を検討した。環境基準が争点となった裁判例は、道路事件5件、鉄道事件2件、空港事件1件の合計8件であった。最初の裁判例は、成田空港事業認定処分等取消請求事件であったが、環境基準を目途として騒音被害を認めていた。爾後の裁判例についても環境基準は、比較衡量において「失われる利益の判断基準」や「公共の利益の滅殺事由」として評価されていた。特に、東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁は、事業認定において環境基準を根拠とし受忍限度を超える被害発生の可能性を認め違法であるとした。判断過程審査により東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁は、都市計画決定の判断内容として環境基準を取り上げて被害発生の可能性を認めた。

田畑（2016）は、需要予測という公共事業の便益について計算過程などの合理性を分析し、これに基づいた費用便益分析を含む比較衡量の合理性を考察した。本稿で検討した環境基準は、多くの裁判例が認めたように比較衡量における重要な考慮要素である。五十嵐（2001）は、行政裁量を統制するための内部規範を取り入れた立法を提案したが、この内部規範の1つとして環境基準を取り入れるべきであると考ええる。

#### 参考文献

（論文）

五十嵐敬喜（2001）「公共事業と行政訴訟 立法論的アクセス」法時73巻7号116-120

田畑琢己（2016）『公共事業裁判の研究 需要予測論と比較衡量論』日本評論社

（裁判例）

東京地判昭和59年7月6日行集35巻7号846頁

東京高判平成4年10月23日行集43巻10号1275頁

最一判平成15年12月4日集民212号1頁

秋田地判平成8年8月9日判自164号76頁

東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁

東京高判平成15年12月18日民集59巻10号2758頁

最一判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁

東京地判平成16年4月22日判時1856号32頁

東京高判平成18年2月23日判時1950号27頁

最二決平成19年4月13日判例集未搭載

東京地判平成17年5月31日訟月53巻7号1937頁

東京高判平成20年6月19日裁判所ウェブサイト掲載

最二決平成21年11月13日LEX/DB25471732

大阪地判平成18年3月30日判タ1230号115頁

大阪高判平成19年10月25日判タ1264号138頁

最三決平成21年10月20日LEX/DB25471212

東京地判平成22年9月1日判時2107号22頁

東京高判平成24年7月19日裁判所ウェブサイト掲載

福岡地判平成28年1月25日LEX/DB2552275

（資料）

国土交通大臣，東京都収用委員会，国，日本道路公団「控訴理由書」（2004）

環境省HP（<http://www.env.go.jp/kijun/>）平成28年8月20日

## 別表

## 取消訴訟

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨
成田空港事業処取消請求事件	東京地判昭和59年7月6日行集35巻7号846頁	原告らの訴えをいずれも却下・棄却する。	周辺住民	建設大臣	① 「取用法20条3号…右要件はその土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業の用に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量し、前者が後者に優越すると認められる場合に存在する」
	② 「本件起業地を事業の用に供することにより失われる利益として地元民に対する騒音による被害が考えられるから、被害の程度の予測、防止対策を検討する必要がある。…本件告示によると航空機騒音に係る環境基準…本件空港については昭和58年12月27日までに右基準を達成すべきこととされていることは当事者間に争いが無い…騒音被害が生じていることが認められる。しかしながら、本件告示は本件各処分後である昭和48年12月27日に定められた…環境基準を達成しえないとしても直ちに本件各処分自体の効力が左右されるものではない。」				
	③ 「本件各事業に供することにより失われる利益と…本件各事業で実現されるべき公共の利益とを対比するときは、後者が前者に優越すると判断した被告の判断に誤りがあったとはいえない。」				
	④ 「内陸空港であることから必然的に生ずる騒音問題について、政府・運輸省・公団が事前に十分周到な検討を尽くし対策を立てたとは必ずしもいいがたい…本件事業認定の当時においては、相当程度の水準の各種の騒音対策が打ち出され、逐次これが実行されつつあったものといえるのであり、ことからの性質上万全を期すことはできないとしても、これらの騒音対策が一定の成果を挙げのを期待できない状況であったとは認められない。」				
	⑤ 「内陸空港であることから必然的に周辺に騒音被害を及ぼすものであるところ、これに対する対策が万全とはいいがたい状況にあったことが認められ…各種の騒音対策にもかかわらず、なお相当の騒音被害が生じていると認められるのであって、本件事業によって被る地元住民らの不利益は大きいといえることができる。…本件起業地が本件事業の用に供されることにより控訴人ら地元の被る不利益と本件事業により実現される公共の利益とを単純に比較することは必ずしも適当ではないが…後者が前者に優り…本件事業認定が取用法20条3号に反するものとすることはできない」				
東京高判平成4年10月23日行集43巻10号1275頁					判示なし
最一判平成15年12月4日集民212号1頁					
東北自動車道認定・用地収用等取消請求事件	秋田地判平成8年8月9日判自164号76頁	原告らの請求をそれぞれ棄却する。	地権者	建設大臣	① 「法20条3号…「得られるべき公共の利益」が「失われる私的な公共の利益」を優越する場合に…要件を充足している」
	② 「土地収用法その他関係法令上、事業認定の際に起業者等に対して環境影響評価を行うことを義務付ける規定は存在しない…環境影響評価の実施は事業認定を行うための法的義務ないし要件であるということとはできない。」				
	③ 「法20条3号の要件の判断における比較衡量の対象である「得られるべき公共の利益」の減殺事由としての要因の発生が予想されるから、環境影響評価を実施することは、当該事業計画の合理性を判断するうえで重要な手段である。…環境影響評価の実施の有無に関して、事業認定庁の判断に裁量権の逸脱、濫用があるかないかは、これを実施した場合にはその内容、実施しなかった場合にはその理由等、その他諸般の事情を考慮して判断すべき性質のものである。」				
	④ 「原告は、「道路に面する地域」の騒音が予測されるべきであるのに、評価報告書及び検討書では、道路端から20メートル以上も離れた地点での騒音を予測しているため、騒音予測結果が低く算定されていると主張する。評価報告書及び検討書では…22.5メートル…24メートル離れた地点を予測地点としている。ところで、建設省所管道路事業環境影響技術指針によると、騒音の現地調査の方法は、昭和46年5月5日閣議決定の「騒音に係る環境基準について」…騒音について問題が生じることが多い建物を基準にして、その周辺部分を測定場所とするものである。これに対し、環境影響評価は、将来道路を新設するにあたって行われるものであるから、環境影響評価の騒音予測において、右基準に定める測定方法を基本として実施するといっても、これをそのまま予測地点の選定にあてはめることはできない。そこで、環境影響評価においては、…道路敷地と民間用地との境界を予測地点とする…合理的な予測地点の選定である…予測地点が騒音点から約20メートル以上離れていたからといって、右予測地点が「道路に面する地域」の予測地点として不合理であるということとはできない。」				
	⑤ 「原告は、本件高速道路の設計速度が100キロメートルであるのに、評価報告書及び検討書において、予測に用いる平均走行速度について、「小型車」が時速100キロメートル、「大型車」を時速80キロメートルとしていることが不合理であるとしている。しかしながら、道路交通施行令に定められた高速自動車国道を通行する場合の最高速度は、大型乗用自動車及び普通自動車を時速100キロメートル、それ以外を時速80キロメートルとして定められているから、車種を問わず予測に用いる平均走行速度を100キロメートルとしなければならない理由はない。…高速自動車国道の法定速度は時速100キロメートルであるのに、環境影響評価の予測では平均走行速度として時速80キロメートルを用いることになるが…一般的な環境影響評価の方法であるから、これをもってただちに不合理であるということとはできない。」				
小田急連続立体交差認定取消請求事件	東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁	各事業の認可を取消す。	地権者・周辺住民	建設大臣	① 「裁判所は、行政庁が…考慮した事実…判断の過程を確定した上、社会通念に照らし、それらに著しい過誤欠落がある場合にのみ、行政庁がその裁量権の範囲を逸脱したものである」ということが許されるのである。」

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨
東京高判平成15年12月18日民集59巻10号2758頁			建設大臣	地権者・周辺住民	② 「小田急線沿線に既に存在する騒音問題については…騒音の測定結果からしても沿線の相当広範囲において新幹線騒音に関する国の基準を大きく上回る値が出ていた…新幹線騒音に関して名古屋高裁において73ホンの判断が示され…小田急線は…違法な状態を現出している…鉄道騒音については…高架化による影響が懸念されるのは…地上6.5メートルを超える高さである。…本件環境影響調査においても…80デシベルをかなり上回る騒音にさらされる…違法な騒音被害のおそれは払拭できない。」
					③ 「日照障害については、高架式の場合、高架構造物より日影により、高架構造物から等時間日影線が規制値を満足しないところが生じることとなり、その対策として、建築基準法及び「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」…これが事業的条件に大きな影響を及ぼすことは明らかである。」
					④ 「電波障害については、高架式の場合、高架構造物の北側においてしゃへい障害が発生すると予測される…障害の内容及び程度に応じて対策を実施する必要があるが、同対策を施すべき具体的範囲、程度は必ずしも明らかでない。」
					⑤ 「本件各認可の前提となる都市計画決定に当たっての考慮要素には、その当時の小田急線には騒音の点において違法な状態が発生している…それが解消し得ない場合には新たな都市計画によってその解消を図るという視点を欠いていた点において、その著しい欠落があった。」
					⑥ 「都市計画決定に当たっての判断内容については…高架式を採用すると相当広範囲にわたって違法な騒音被害の発生するおそれがあったのにこれを看過するなど環境影響評価を参酌するに当たって著しい過誤があり…諸事情を考慮すると…違法である」
					⑦ 「審査方法としては、行政庁の第1次的な裁量判断が既に存在することを前提として、その判断要素の選択や判断過程に著しく合理性を欠くところがないかどうかを検討すべきであり、具体的事案における行政庁の判断過程において、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうか、当然考慮されてしかるべき重要な要素が考慮されていたかどうか、逆に考慮されてはならない要素が考慮されていたかどうか、それらの考慮の有無の結果、決定された都市計画の内容が著しく妥当性を欠くものになっていないかどうか等の裁量権行使の著しい不合理性を示す事情の有無を中心とし、裁量権の逸脱、濫用の有無を検討する観点から審査を行う」
	第一判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁	本件上告を棄却する。	地権者・周辺住民	建設大臣	⑧ 「当時、鉄道騒音に関する唯一の公的基準であった前示の新幹線騒音基準でも…地上6.5メートルを超える高さにおける騒音を規制する基準は全く存在しなかった…周辺地域の環境に与える影響の点で特段問題がないと判断したことも、著しい判断の過誤があったとまではいえず、裁量権の範囲を逸脱したものとも認められない。」
					⑨ 「その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」
					⑩ 「本件鉄道事業認可の前提となる都市計画に係る平成5年決定を行うに当たっては…東京地域公害防止計画に適合させる…ことが要請されている…本件高架式を採用することによる環境への影響について…環境影響評価が行われたこと…環境影響評価は、東京都環境影響評価技術指針が定める…一般に確立された科学的な評価方法に基づき行われた…被告参加人は…環境影響評価を踏まえ、本件高架式を採用することが周辺地域の環境に与える影響の点でも特段問題がないと判断して、平成5年決定をした…平成5年決定は、東京地域公害防止計画に適合している…平成5年決定が考慮すべき事項を考慮せずに行われたものというだけではできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるということもできない。」
					⑪ 「平成5年決定が本件高架式を採用した点において裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるということではできない」
圏央道 あきる野IC 事業認定・収 取用取決 取消請求 事件	東京地判 平成16年4 月22日判 時1856号 32頁	事業認定と各 明渡採決を取 消す	土地又は土 地上の建物 の所有者等	国土交通 大臣及び東 京都取用委 員会	① 「法20条3号にいう、「土地の適正且つ合理的な利用」とは、…得られる公共の利益と…失われる利益とを比較衡量し、前者が後者に優越する状態で利用されることを意味する」 ② 「本件環境影響評価書の記載からは…最短で2.5メートル、最大で8メートルもの遮音壁の設置を前提としてもなお、いずれも5メートル超の高所において環境基準を上回る騒音が生じることが予測されている」 ③ 「新環境基準においては…二車線を超える道路は道路端から20メートル以内については、緩やかな基準を適用することとされ、特例の適用を受けない二車線以上の車線を有する道路に面する地域については、より厳格な基準を適用する…「道路に面する地域」とは…道路からせいぜい20メートル程度の範囲を指す」 ④ 「騒音の予測数値は、自動車の走行速度が法定最高速度である80km/hとして計算されている。…大型車の走行速度は80km/hを大幅に上回ることは経験則上明らかであるから、本件環境影響評価書の予測手法は実態に即していない」 ⑤ 「事業施行後の予測結果についてなお不明な点があれば、当該資料が行政上の指針に準拠したものか否かにかかわらず、さらに調査を尽くさせた上で認定すべきか否かを判断する義務があるというべきであり、仮に、被告の主張が、一定の指針に基づいて得られた評価の結論については事業認定庁において審査するまでもなく当然に受け入れられるべきであるという趣旨なのであれば、事業認定制度の趣旨を誤解した見解である」 ⑥ 「平成7年最高裁判決は、「発生した騒音が環境基準を超えるかどうかにかかわらず、一定程度以上の騒音が恒常的に生活に侵入することによってこれによる被害が受忍限度を超えると認定され得る」ことを是認しており、その程度は環境基準より厳格なものと一般に理解されているところであって、道路行政に携わる者はもとより、道路建設事業について事業認定をすべき事業認定庁においては、この判決の趣旨を法律に準じるものとして、環境基準以上に重視すべき立場にある」 ⑦ 「一般に承認された予測手法が存在しないことを前提とした場合、接地逆転層が起り得ることが予測される地形については、それが発生したときには大気汚染による重大な被害が発生するおそれがあることからすると、個別に現地調査、実験を行う…事業認定庁においてそのような調査を命じた事実はない。」

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨					
東京高判平成18年2月23日判時1950号27頁		被告敗訴部分を取消す	国土交通大臣及び東京都収用委員会	土地又は土地上の建物の所有者等	⑧ 「東京都環境条例の技術指針…環境庁発行の「浮遊粒子状物質の解析予測」(昭和62年)、「浮遊粒子状物質汚染予測マニュアル」(平成9年)において、予測手法が示されていた…健康被害と因果関係…川崎大気汚染公害第2～第4次訴訟判決…因果関係が認定されている…浮遊粒子状物質 (SPM) は、道路の建設によって地域住民の健康に重大な影響を与える要素となり得る事項であり、法20条3号の要件を審査するに当たり、当然考慮されるべき事柄であった」					
					⑨ 「本件事業認定は、法がその前提として黙示的に要求している要件該当性の審査に当たり、本件道路が…周辺住民に対し受忍限度を超える騒音被害を与えるものと認められ、その点において、瑕疵ある营造物の設置を目的とする事業といわざるを得ず、上記要件に該当しないものであったにもかかわらず、これを看過して事業の開始を是認した…違法といわざるを得ない。」					
					⑩ 「本件事業認定は、法の要求する前提条件を満たしていないばかりか、法20条3号の要件も満たしておらず、いずれにしても違法なものとして取り消すほかない。」					
					⑪ 「法20条3号の…要件については…その土地が当該事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と…失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量をした結果、前者が後者を優越する場合に、この要件を充足する」					
					⑫ 「〔建設省所管道路事業環境影響評価に関する実施上の運用(案)について〕…は、予測点は高さ1.2メートルを原則とする旨示しており…本件環境影響評価は、これらの準則に従って原則として地上1.2メートルの地点で騒音予測を行った…不適切であるということとはできない。」					
					⑬ 「〔道路に面する地域〕とは、道路からの距離によって定まるものではなく「当該道路より発する道路交通騒音の影響を受ける地域」…を指すと認められる。…本件環境影響調査において、官民境界から80メートルないし150メートルまでの範囲を当該道路より発する道路交通騒音の影響を受ける地域…と想定し…環境基準を用いて評価を行ったことは…不適切であるということとはできない。」					
					⑭ 「本件環境影響評価において、騒音の予測数値は、自動車の法定速度を法定最高速度である時速80キロメートルとして計算している…法定最高速度を超えた速度で走行する自動車が存在することが否定できないが…法定最高速度で走行する自動車を前提として予測したことが不合理ということとはできない。」					
					⑮ 「現地調査結果によれば、接地逆転層は主に夜間に発生し…夜間においては、昼間に比べて交通量が少ないことを考慮すれば接地逆転層が大気質に及ぼす影響は少ない」					
					⑯ 「本件環境影響評価がなされた当時浮遊粒子状物質が大幅に基準値を上回ることを推測させるような的確な証拠はなく…浮遊粒子状物質の将来予測を行わなかったことをもって合理性を欠くものということとはできない。」					
					⑰ 「圏央道は…重要な機能を果たす…予測される騒音、大気汚染等は環境評価基準以下…法20条3号の要件を充たすと判断したことに、裁量権の逸脱、濫用であると認めすることはできない。」					
					最二決平成19年4月13日判例集未掲載	上告を棄却				上告棄却
					圏央道事業認定・収用裁判取消請求事件	東京地判平成17年5月31日訟月53巻7号1937頁	原告らの訴えを却下又は棄却	土地若しくは立竹木に所有権若しくは賃借権の権利を有する者、周辺に居住する者又は環境保護団体等	国土交通大臣及び東京都収用委員会	① 「土地収用法20条3号…土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、土地がその事業の用に供されることによって失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる場合に、この要件に適合する」
										② 「ブルームモデル及びパフモデルは、いずれも建設省技術指針において採用されている予測方法であり…本件環境影響評価における大気汚染予測は適切なものである」
										③ 「浮遊粒子状物質の予測手法は、十分に確立されていない…本件環境影響評価において、浮遊粒子状物質についての予測評価が行われなかったことは、やむを得なかった」
										④ 「圏央道の開通により、相当な大気汚染が生じることが予測され、このような新たな環境への負荷が生じることが、好ましくないことは明らかである。しかしながら、圏央道の開通が大気汚染に及ぼす影響は…環境基準を下回ることが予測され、また、浮遊粒子状物質濃度に関しても、予測方法がほぼ確立している一般部分において環境基準を下回ることが予測され、予測方法が確立していないインターチェンジやジャンクションにおいても、環境基準を下回ることが期待することができる」
										⑤ 「平成…7年7月7日第2小法廷判決(民集49巻7号1870頁)…は、道路端から20m以内に居住していれば、直ちに道路交通騒音について受忍限度を超える被害を受けていると判断しているものではない。…旧環境基準…及び…新環境基準の「道路に面する地域」の意義は、道路からの距離にかかわらず、道路騒音の影響を受ける地域をいう」
										⑥ 「本件環境影響評価に用いた平均走行速度は…道路交通施行令…80km/hを用いた…80km/hを大幅に上回る走行車両があるとしても…80km/hと設定して検討したことには不合理な点はない」
⑦ 「本件事業によって得られる公共の利益は極めて大きい…失われる利益…健康面…騒音…大気汚染を中心に…悪影響が予測されるもの、環境基準内…本件事業によって失われる利益の程度は…得られる公共の利益に比べれば小さい…法20条3号…要件に適合する」										
⑧ 「ブルーム・パフモデルは、建設省所管道路事業環境影響評価技術指針において採用されている予測方法である。…ブルーム・パフモデルを…適用しても問題はない」										
⑨ 「本件環境影響評価の行われた当時、浮遊粒子状物質については、生成、移動…のメカニズムが解明されず、発生源からの寄与の特定ができないことから、予測対象とされなかったものであり、このことが不当であるということとはできない。…本件事業認定申請に際し、建設省技術手法に基づき浮遊粒子状物質の予測が行われ…環境基準を満足するとされた。加減速車線区間…について予測が行わなかったのは、浮遊粒子状物質について排出係数の設定方法が解明されていなかったためであり、やむを得ない」										
東京高判平成20年6月19日裁判所ウェブサイト掲載	控訴をいずれも棄却									

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨
					⑩ 「道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」に当たる…旧環境基準…及び…新環境基準の「道路に面する地域」の意義は、道路からの距離にかかわらず、道路騒音の影響を受ける地域をいうものと解する」
					⑪ 「本件環境影響評価等は、「予測に用いる平均走行速度は…法定速度…とする。…」との環境影響評価の手法に従った…根拠がある」
	最 二 決 平 成21年11 月13日 LEX/ DB25471732	上告を棄却			上告棄却
西 大 阪 延 申 線 工 事 施 行 取 消 訴 訟	大 阪 地 判 平 成18年 3 月30日 判 夕 1230号115頁	原告らの訴えを却下する。原告らの請求をいづれも棄却する。	周 辺 住 民 ・ 法 人	国 土 交 通 大 臣	① 「大阪市においては…評価条例が制定されている。…これらの規定は、当該免許等の際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮…その趣旨及び目的とする」
					② 「本件評価書における環境影響評価の判断の過程に看過し難い過誤等があり、被告の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告の上記判断は不合理であり、裁量権の逸脱があるものとして違法と解すべきである。」
					③ 「被告が本件認可に当たって本件評価書の正当性を判断する義務はない…いと主張する。しかし、上記主張は…事業法等の規定の趣旨に照らし、被告の監督責任を不当に限定し、環境影響評価法の趣旨や評価条例による環境影響評価制度を軽視するものであって、採用することはできない。」
					④ 「本件評価書の一部には、予測モデルの検証方法等において相当でない部分があることが認められる。しかし…本件評価書を担当した…技術士において…理由を明らかにしている…恣意的なデータ操作等が行われたとは考えにくい上…専門委員会においても予測が恣意的な数値…特殊な予測方法を採用しているという指摘はない…環境影響評価として合理的な内容のものとして評価できる。」
					⑤ 「本件評価書における環境影響評価の判断の過程に看過し難い過誤等があり、被告の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告の上記判断は不合理であり、裁量権の逸脱があるものとして違法と解すべきである。」判断の過程に看過し難い過誤等があるとはいえず、本件評価書を参考に技術基準省令6条及び解釈基準適合性を認めた被告の専門技術的判断には、著しい過誤欠落はなく、裁量の範囲を逸脱した違法はない。」
					⑥ 「技術基準省令6条の適合性については…被告の専門技術的判断によるものであって…原告らの主張は…専門技術的な予測でありそれは異なるものである」
					⑦ 「事業法の規定…解釈基準に定められた測定地点よりも鉄道施設に近接した住居等に著しい騒音被害が発生する蓋然性が認められる場合には、技術基準省令6条に適合しないものとして工事施行を認可することはできない」
					⑧ 「本件認可当時、近接・中高層住宅についても著しい騒音被害が発生しないような対策を講じる必要性が認識されており、工事着手後において騒音防止対策の充実・改善を図る見込みもあつた…著しい騒音被害の発生が認められれば、技術基準省令6条に適合しないものとして完成検査に合格させることができない…考慮すれば…被害発生蓋然性が認められない以上、本件認可の技術基準省令6条適合性を認めた被告の判断に裁量の範囲を逸脱した違法はない。」
					⑨ 「裁判所が工事施行認可の決定の適否を審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」
					⑩ 「環境庁大気保全局長通達である騒音対策の指針を受けて技術基準省令の解釈基準…技術基準省令6条に関する審査基準ないし裁量基準といえ、同条に定める「著しい騒音の防止に努めること」という認可要件の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に関する裁判所の審査の際「…昼間…60dB以下、夜間…55dB以下」であることが判断の基礎となる重要な事実の基礎に該当する…違法となる」
					⑪ 「国土交通省が…技術基準省令の解釈基準を定め、審査基準ないし裁量基準である解釈基準中に普通鉄道の新設につき具体的数値をもって騒音レベルを定めた以上は、被控訴人の…主張は不相当というべきである。」
					⑫ 「解釈基準所定の数値は前記重要な事実と該当するものであるが…現時点で最も科学的・合理的な方法によるものではあつても、予測として不確実性があることは否定し得ず…当該数値のみをもって本件認可の適否を決定することはできず、裁判所は…認可審査段階で予測ないし認識し得る技術基準省令6条所定の認可要件に必要な十分なる事情を対象として審査し、かかる諸事情を総合考慮した結果、本件認可につき、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等により判断内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」
					⑬ 「控訴人らは…森藤式では不都合な結果となるために勝手に改変したと主張する。…森藤式はスラブ軌道のパワーレベルを100～105dBとするところ、本件評価書は95dBと設定した…森藤式が考慮していない具体的な騒音対策の例示…「弾性マクラギ直結軌道」…森藤式の下限值を5dBを下回る音源パワーレベルの設定が直ちに合理性を欠き過誤とまで認めることはできない。」
					⑭ 「控訴人らは、技術指針が、予測の前提条件等の明確化を求めているところ、本件評価書にその旨の記載がされていないと主張する。確かに、本件評価書に上記説明の記載はなく…騒音専門家も含む専門委員会が検討が行われ…予測モデルのパラメータ設定等は妥当である…評価書内に手法の説明がないことを直ちに過誤と認めるのは相当でない。」
					⑮ 「実測データの除外により…プロット数は実測点より少なくなっていることが認められるところ、かかるプロット数の減少は予測結果の正確性に対する疑問を生じさせ得るものであり…データ除外は過誤といえる…個別具体的にどのデータがプロットされなかったのか直ちに明らかでなく、恣意的な取捨がなされたとまで認めるに足りない。」
	大 阪 高 判 平 成19年10 月25日 判 夕 1264号138頁				

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨
	最三決平成21年10月20日LEX/DB25471212				<p>⑯ 「近接・中高層住宅における騒音値の予測もセミシェルター型の防音壁の設置により低減した数値として考慮すると重大な事実の誤認といえないから、本件認可において技術基準省令6条適合性を認めた被控訴人の判断が、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるものではなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると認めることはできない。」</p> <p>上告棄却、不受理決定</p>
圏央道事業認定・裁決請求事件	東京地判平成22年9月1日判時2107号22頁	原告らの訴えを却下又は棄却	土地の所有者、本件起業地に賃借権を有する者、本件起業地上の立木の所有者、自然保護団体等	土地の所有者、本件起業地に賃借権を有する者、本件起業地上の立木の所有者、自然保護団体等	<p>① 「土地収用法20条3号は、事業の認定の要件として…当該土地が当該事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地が当該事業の用に供されることによって失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量した結果として、前者が後者を優越する場合には、当該事業は上記の要件に該当する…比較衡量に基づく総合判断として行われる…総合判断は…同質でないものも少なくない公共の利益と私的な利益の比較衡量を要する…専門技術的、政策的な判断を伴う…行政庁は…その判断に係る裁量権を有する…その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことや判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」</p> <p>② 「本件各事業の施行により、本件各事業の計画路線周辺に大気汚染が発生するおそれがあることを否定することはできない。しかし、①本件各環境影響評価…一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化いおう…環境基準に適合することが予測されていること、②…SPMについても上記環境基準に適合することが予測されていること、③…予測方法等が特段不合理とまで認めることができないこと、④…道路交通の一部を本件各事業区間が分担することになるから、その限度で…大気汚染が減少…本件各事業の施行によって得られる公共の利益が上記大気への影響によって失われる利益に優越するとの判断につき、それが重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めるに足りない…本件各事業の施行によって失われる諸利益と併せ考慮して、かかる判断が重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認めるに足りない。」</p> <p>③ 「環境影響評価の手引においては…大気拡散式（有風時：ブルームモデル、無風時：パフモデル）によることが基本とされていた…ブルームモデルを用い…大気質の予測をすることが不合理であるとまでいうことはできない。」</p> <p>④ 「本件各環境影響評価が行われた時点においては…SPMの汚染予測手法が確立されていなかった…SPMの予測評価がされていなかったことをもって…その合理性を欠くということとはできない。」</p> <p>⑤ 「現実の道路上で走行速度が法定速度を上回る車両が往々して見られるとしても…本件各環境影響評価において、走行速度が法定速度を遵守することを前提とした上で評価を行っている点に不合理な点はない」</p> <p>⑥ 「〔道路に面する地域〕の適用範囲を画する際に、道路からの距離のみを考慮することは想定しておらず、むしろ、道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」に当たるものとして、緩和された環境基準の適用を認めることが、旧騒音環境基準及び現騒音環境基準の趣旨に沿うものというべきである。」</p> <p>⑦ 「計画路線周辺に振動が発生するおそれがあることを否定することはできない。しかし、本件各環境影響評価…道路交通振動が要請限度の値を下回ることが予測されており…本件各事業の施行によって得られる公共の利益が上記の振動の発生による影響によって失われる利益に優越するとの判断につき、それが重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めるに足りない」</p> <p>⑧ 「計画路線周辺に低周波空気振動が発生するおそれがあることを否定することはできない。しかし、本件環境影響評価…において…「道路環境影響評価の技術手法（その2）」に記載された参考指標を下回ることが予測され…本件各事業の施行によって得られる公共の利益が上記の低周波空気振動が発生することによる影響によって失われる利益に優越するとの判断につき、それが重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めるに足りない」</p> <p>⑨ 「本件各事業の施行によって得られる公共の利益が…歴史的ないし文化的環境及び生活環境への影響によって失われる利益に優越するとの判断につき、それが重要な事実の基礎を欠くか又はその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認めるに足りない。」</p> <p>⑩ 「土地収用法20条3号…得られるべき公共の利益と、これによって失われる利益との比較衡量の判断…である。」</p> <p>⑪ 「3次元流体モデルで必要なのは、構造物・地形の影響を受ける前の風のデータであるにもかかわらず、控訴人らが使用したデータは、地形や構造物の影響を受けていると推認される…本件各環境影響評価の予測の正当性を左右するほどのものとはいえない。」</p> <p>⑫ 「本件各環境影響評価…一応の合理性がある…発生する振動の程度は…受忍限度の範囲内に止まる…振動が発生すること自体が事業によって失われる不利益であることは確かであるものの、これを過大に評価することはできない」</p> <p>⑬ 「事業によって得られる利益と失われる利益には、多種多様なものがあり、その中には同質なものとはいえないものが少なからず含まれているといえる。このような同質とはいえない利益を比較して、その優劣を定めることは極めて難しく…優劣を比較することなど可能なかという根源的な疑問もある。…万人が納得しうるような基準など存在しない…個々の人間の価値観によって、その優劣の結論が異なる」</p>
	東京高判平成24年7月19日裁判所ウェブサイト掲載	控訴をいずれも棄却			

事件名	判決年月日	決定ないし判決	原告等	被告等	判旨
					<p>⑭ 「土地収用法20条3号の文言が…きわめて抽象的…公共事業をどのように行うのかということ自体は、政策的判断を伴うものであり、本来的に行政権に属する事柄であって…事業認定庁にある程度広い裁量権が与えられている…事業認定庁は…社会に様々な価値観が存在することを自覚し…多くの情報を入力し、広く意見を集積し…時代状況の趨勢を踏まえて、その利益の優劣を決するべきものといえる。」</p> <p>⑮ 「本件起業地が本件各申請事業に供されることによって得られる公共の利益は、…この利益を大きなものと評価する価値観が社会において支配的である…ことを考慮すれば、これと失われる利益（…自然環境保護の観点からみれば重大な不利益である。）とを総合的に比較衡量した結果、前者が後者に優越すると判断することは、ひとつの価値判断として一応の合理性があると認め得るものである。」</p>
東九自動車道事業認定取消請求事件	福岡地判平成28年1月25日 LEX/DB2552275	原告らの訴えを却下又は棄却	土地所有者等	国土交通大臣	<p>① 「法20条3号…得られるべき公共の利益と…失われる私的な利益及び公共の利益を比較衡量した結果として、前者が後者を優越する場合に、当該事業は上記の要件に該当する」</p> <p>② 「本件環境影響評価…の結果が欧州の夜間騒音ガイドラインの値を超えるものであったとしても、騒音に対してどの程度の厳しい環境基準を設定すべきかは一定の政策的判断を含む問題であり…直ちに日本の環境基準が明らかに不合理であって見直しを必要とするものであるとは認められず、本件起業者及び処分行政庁が…騒音が環境に与える影響は軽微であると判断したことが不合理であるとは認められない。」</p> <p>③ 「得られる公共の利益は多大であるといえる。…失われる利益は…大気質、騒音及び振動等の主要項目につき、いずれも環境保全目標を満足しており、その影響は軽微なものにとどまる…本件事業によって得られる公共の利益と失われる諸利益を比較衡量した結果として、前者が後者を優越するとした判断したことには一定の合理性がある。」</p>